

交換留学にあたって英語以外の言語で授業を履修する場合、原則、公的な語学能力試験の証明書が必要となりますが、試験日程の都合上、受験の手続きは完了したものの、公的な語学能力試験の結果が出願期間内に判明しない場合に限り、外国語担当教員による外国語運用能力証明書も受け付けます。

語学教員作成の語学能力証明書は、本学の語学教員から、直接国際センター宛にオンラインフォームにて提出となります。以下の流れに従って、手続きください。

- ① 希望する留学先で必要となる言語の授業を担当されている先生に、審査について事前に承諾を得てください。原則として本塾大学で授業担当をされている先生に依頼してください。なお、先生には、「外国語運用能力審査に関するお願い」(ダウンロード可)を必ずお渡ししたうえで、以下の内容についてお伝えすること。

- 派遣交換留学の選考において必要な外国語運用能力審査であること
- 志望留学先について
- 10分程度で、留学先で必要になる言語の運用能力審査を行って頂きたいこと
- ご承諾頂ける場合、追って国際センターから審査について詳細を説明するメールが届くこと

- ② 先生から承諾を得た後、下記のオンラインフォームに必要事項を入力の上、期日までに送信してください。また、送信後、送信完了メールが届いていることを確認してください。

語学審査依頼フォーム：<https://forms.gle/4nsiqBjN127Ha1Da7>

登録〆切：2026年5月14日(木)16時45分

- ③ 後日、国際センターより先生に直接、審査方法等についての詳細な説明を送ります。
- ④ 作成を依頼された先生と連絡を取り合い、審査を受けてください。
- ⑤ KEIO IC-NET 上でのオンライン出願時に、語学能力証明書の代わりに外国語運用能力審査申請完了メールをアップロードしてください。